ア　同種工事
　(ｱ)　建物用途　庁舎（法務省収容施設を含む。）
　(ｲ)　構造・階数　Ｓ造、ＲＣ造又はＳＲＣ造
　　Ｓ造については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第１条第３号に定める「構造耐力上主要な部分」のうち柱及び横架材が重量鉄骨であるものに限る。
　　ＳＲＣ造及びＲＣ造には、ＰＣ造及びPCa造を含む。
　(ｳ)　建物規模　延べ面積　2,000㎡以上
　(ｴ)　工事種目　電気工事（動力設備・電灯設備又は通信設備を含む。）
イ　類似工事
　(ｱ)　建物用途　事務所、庁舎若しくは事務所の類似施設
　(ｲ)　構造・階数　Ｓ造、ＲＣ造又はＳＲＣ造
　　Ｓ造については、建築基準法施行令第１条第３号に定める「構造耐力上主要な部分」のうち柱及び横架材が重量鉄骨であるものに限る。
　　ＳＲＣ造及びＲＣ造には、ＰＣ造及びPCa造を含む。
　(ｳ)　建物規模　延べ面積　2,000㎡以上
　(ｴ)　工事種目　電気工事（動力設備・電灯設備又は通信設備を含む。）
⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者）を入札日の翌日から14日以内に本工事に専任で配置することができること。
ア　一級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
イ　平成10年度以降に、元請として完成引渡しが完了した上記⑷ア又はイに掲げる同種又は類似工事について、基礎工事から完成までの経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
ウ　所属建設業者から入札の申込のあった日以前に同建設業者と６か月以上の雇用関係にあること。
⑹　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、平成７年１月23日付け法務省営第191号会計課長通達「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」に基づく指名停止を受けていないこと。
⑺　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注業者（協力事務所を含む。）でないこと又は当該受注業者（協力事務所を含む。）と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。
⑻　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）
⑼　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑽　警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として排除要請があり、法務省大臣官房施設課長が契約の相手方として不適当であると認めていないこと。
３　総合評価に関する事項
⑴　落札者の決定方法　入札参加者は、「価格」、「本工事における「収容区域内工事における事故防止対策について」及び「ケーブル配線の施工品質の確保について」に関する施工計画」並びに「施工体制」をもって入札を行い、次の要件に該当する者のうち、⑵によって得られる数値（評価値）の最も高い者を落札者とする。
　ただし、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじを引かせて落札者を決定する。
　なお、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の範囲内で発注者の定める最低限の要求をすべて満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。
ア　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内であること。
イ　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。
⑵　総合評価の方法　上記２の競争参加資格があると認められた者に付与する「標準点」を100点とし、技術提案に基づく「施工計画に係る加算点」の最高点を20点、「施工体制に係る加算点（以下「施工体制評価点」という。）」の最高点を30点とする。
　総合評価は、入札者の申込みにおける標準点、施工計画に係る加算点及び施工体制評価点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値（評価値）をもって行う。
⑶　評価内容の担保　技術提案に記載された内容については、契約書に記載するものとし、工事完了後において、履行状況について検査を行う。
　なお、技術提案に記載された内容については、受注者の責により入札時の評価内容が満足できない場合は、工事成績評定点から提案項目ごとに５点を減点し、最大10点の減点とする。
⑷　その他具体的な内容等については入札説明書による。
４　入札手続等
⑴　担当部局　〒100―8977 東京都千代田区霞が関１－１－１　法務省大臣官房施設課経理係　電話03―3580―4111（内線2249、2265）
⑵　入札説明書等の入手期間及び入手方法
ア　入手期間　平成25年６月７日から平成25年８月20日まで
イ　入手方法
　(ｱ)　法務省ホームページ（以下「ＨＰ」という。）に掲載している入札説明書等は、ＨＰからダウンロードできる。
　ＨＰアドレス：http://www.moj.go.jp
　メニュー：「政府調達情報」
　(ｲ)　上記⑴又は以下の場所において交付するもの　入札説明書別冊「概略図面」等については、上記⑴又は以下の場所において交付するので、必ず受領すること（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前10時から午後５時まで。）。
　なお、郵送又は電送による入手申込みは受け付けない。
　〒730―8651 広島県広島市中区吉島町13―114　広島刑務所総務部用度課　電話082―241―8601
⑶　申請書及び資料の提出期間、提出場所及び提出方法
ア　提出期間　平成25年６月７日から同年６月19日までの休日を除く毎日、午前10時から午後５時まで
イ　提出場所　上記⑴に同じ。
ウ　提出方法　持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）すること。
⑷　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法
ア　提出期間　平成25年８月６日から平成25年８月21日までの休日を除く毎日、午前10時から午後５時まで。ただし、平成25年８月21日は、午後３時まで。
イ　提出場所　上記⑴に同じ
ウ　提出方法　提出場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）により提出すること。
⑸　入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法
ア　入札　入札書は、持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間厳守。）により提出すること。
　(ｱ)　入札書の提出期限　平成25年８月21日午後３時まで
　(ｲ)　入札場所　上記⑴に同じ
イ　開札
　(ｱ)　開札の日時　平成25年８月22日午前11時
　(ｲ)　開札の場所　〒100―8977 東京都千代田区霞が関１－１－１　法務省大臣官房施設課入札室
５　その他
⑴　手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法（平成４年法律第51号）による。